

審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：警備業法
根拠条項：第5条第5項
処分の概要：認定証の再交付
原権者：岐阜県公安委員会
法令の定め： 警備業法施行規則第7条（認定証の再交付の申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：20日
申請先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備考：